



子ども・子育て支援新制度、FAQや公定価格（案）などが示される  
～処遇改善等加算の加算率に経過措置～

◆1月22日、子ども・子育て支援新制度のFAQの最新版が公表されました。また23日には地方自治体担当者向け説明会の資料が公表され、2月5日の子ども・子育て会議では公定価格（案）が示されるなど、新制度に関する情報が相次いで発信されています。

FAQでは「連続する過去2年間定員を超過し、各年度の平均在所率が120%以上」の場合には公定価格の減算調整がなされることとなっておりますが、この減算調整の2年間の起算点を「制度施行の平成27年度または施行後確認を受けた時点からとすることを予定」とすることが初めて示されました。したがって、減算調整が適用されるのは最も早いところから平成29年度からということになりました。

23日の自治体向けの資料では、通知（案）「施設型給付等に係る処遇改善等加算について」が示されましたが、内容に難解な部分があるほか、計算方法の明確でない部分などもあり、今後さらに整理・修正されてから通知が発出されるようです。

今般公表された公定価格は、8月に示された仮単価に質改善事項が加算され、地域区分についても8区分に再編されました。報道などでは収入が2割増などというものも見られますが、内容に基づいて試算してみると増額幅はそこまでとは言えず、各施設ごとに自園のものを算出してみる必要があります。（参考：内閣府HP）

＜処遇改善等加算＞

保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表の考え方の例

例：26年度の平均勤続年数7年、27年度も7年の場合

26年度：12%【民改費10%と加算率2%】

「加算率区分表」では、27年度：12%【基礎分9%と賃金改善要件分3%】となり、加算全体の割合は同じでも、賃金改善に充てなければならない部分だけが大きくなってしまい、保育所の運営等に支障が出る恐れがあるため、

27年度：12%【基礎分10%と賃金改善要件分2%】

として12%の加算割合は下げずに内数を調整することができる。

社福制度の改革案がまとまる  
～社保審福祉部会が承認～

◆2月12日、厚労省が第14回社会保障審議会福祉部会で示した社会福祉法人制度改革の報告書案が大筋で承認されました。

理事・理事長・理事会の位置付けや権限等について法律上明記するほか、理事構成についての取扱いを法令上明記することで、同族支配の禁止の主旨を明確にする必要があるとしています。また評議員会についても、理事・理事長に対する牽制機能が十分に働くよう「必置の議決機関」として法律上位置付け、理事・監事・会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を付与するとともに、評議員の権限・責任についても法律上明記する必要があるとしています。

また内部留保から控除対象財産額を控除した額を「再投下財産額」とし、これを有する法人は社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画である「再投下計画」の作成を義務付けることが記載されています。その際計画が今後示される国のガイドラインに従い適切に記載されているかどうかについて公認会計士又は税理士による確認を求めるとし、評議員会の承認を得た上で、公認会計士又は税理士の確認書を付して所轄庁の承認を得ることが必要であるとしています。

この報告書をもとに28年度からの制度実施に向けて法整備やガイドラインの策定が進められることとなっています。

報告書案は近日中に厚労省の社会保障審議会のページに更新される予定となっております。

＜控除対象財産額＞

- ・社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
- ・現在の事業の再生産に必要な財産
- ・必要な運転資金を基本に算定

＜再投下計画＞

- ①社会福祉事業 ②地域公益事業
- ③その他の公益事業

※①→②→③の優先順位で計画

（参考：第14回社会保障審議会福祉部会資料）

障害福祉報酬改定の概要が示される  
～実績に応じた減算も～

◆2月12日、厚労省は障害福祉サービス等報酬改定検討チームの会合で、2015年からの3年間の報酬についての概要案と報酬算定構造案を示しました。改定の基本的な考え方としては「職員の処遇改善」「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」「サービスの適切な実施等」が挙げられ、各サービスにおける共通事項として、職員の処遇改善加算の拡充や福祉専門職員配置等加算・送迎加算等の新区分創設などが示されています。

なお就労移行支援については、一般就労への移行実績がない事業所について「実績がない年数」に応じて減額され、また就労継続支援A型は利用者の1日の平均利用時間が5時間未満の場合には時間数に応じて減額されるなど、今後はより実績が求められるようになります。（参考：／厚労省HP）

＜就労移行支援＞一般就労移行実績に応じた減額調整

過去2年間一般就労への移行実績なし	15%減額
過去3年間就労定着者がいない	30%減額
過去4年間就労定着者がいない	50%減額

＜就労継続支援A型＞利用時間に応じた減額調整

1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満
70%減	60%減	50%減	25%減	10%減